商標使用許諾契約書

甲:株式会社ショップアレイ
乙:有限会社光漢堂

甲乙双方は、商標の使用許諾に関し、以下の通り契約する。

一、 許諾商標

甲は、本契約の締結と同時に、乙の商標「エネマグラ」及び「ENEMAGRA」の使用を許諾するものとする。

二、 許諾方式

Amazon.co.jp 等での販売使用権であり、使用許諾の期間は商標権の期間とする。

三、本契約締結後、甲は、上記商標を自ら使用することができるが、上記商標を、第三者に対し譲渡すること、又は第三者に使用を許諾することができないものとする。

四、甲は、本契約に違反する場合には、無条件で金壱千萬円の違約金を乙に支払うものとする。

五、本契約により生じた紛争は、乙の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意する。

六、本契約は、等しい原本 2 通を作成し、双方がそれぞれ各 1 通ずつ保有する。

2018 年 7 月 7 日

契約締結者
甲:株式会社ショップアレイ
代表取締役 三牧剛太郎
住所:大阪府枚方市東中振 1-7-13

乙:有限会社光漢堂
代表取締役 三牧剛太郎
住所:大阪府枚方市東中振 1-7-13